

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月18日

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 邊 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03(6898)8200

【事務連絡者氏名】 法務本部 本部長 妹 尾 正 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03(6898)8200

【事務連絡者氏名】 法務本部 本部長 妹 尾 正 仁

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 451,632,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年6月14日、自己株券買付状況報告書（自 2019年5月1日 至 2019年5月31日）を関東財務局長に提出したこと、及び、2019年6月17日、第24期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、2019年4月25日に提出した有価証券届出書（同年5月13日及び6月6日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）の記載内容について、当該有価証券報告書を有価証券届出書の参照書類に追加し、有価証券届出書の添付書類のうち、自己株券買付状況報告書（自 2019年5月1日 至 2019年5月31日）を削追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

自己株券買付状況報告書（自 2019年5月1日 至 2019年5月31日）を提出したことに伴い、有価証券届出書に、当該自己株券買付状況報告書を追加します。

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

第23期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月18日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書】

(1) 第24期第1四半期事業年度(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月9日 関東財務局長に提出

(2) 第24期第2四半期事業年度(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月9日 関東財務局長に提出

(3) 第24期第3四半期事業年度(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月13日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2018年6月28日 関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2018年7月11日 関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2018年7月27日 関東財務局長に提出

(4) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書 2018年8月9日 関東財務局長に提出

(5) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書 2018年9月11日 関東財務局長に提出

(6) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2019年4月25日 関東財務局長に提出

(7) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書 2019年4月25日 関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書(1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年4月23日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

第24期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月17日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

該当事項はありません。

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正されたものを含み、以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書

の訂正届出書の提出日(2019年6月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2019年6月6日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2019年6月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2019年6月18日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。